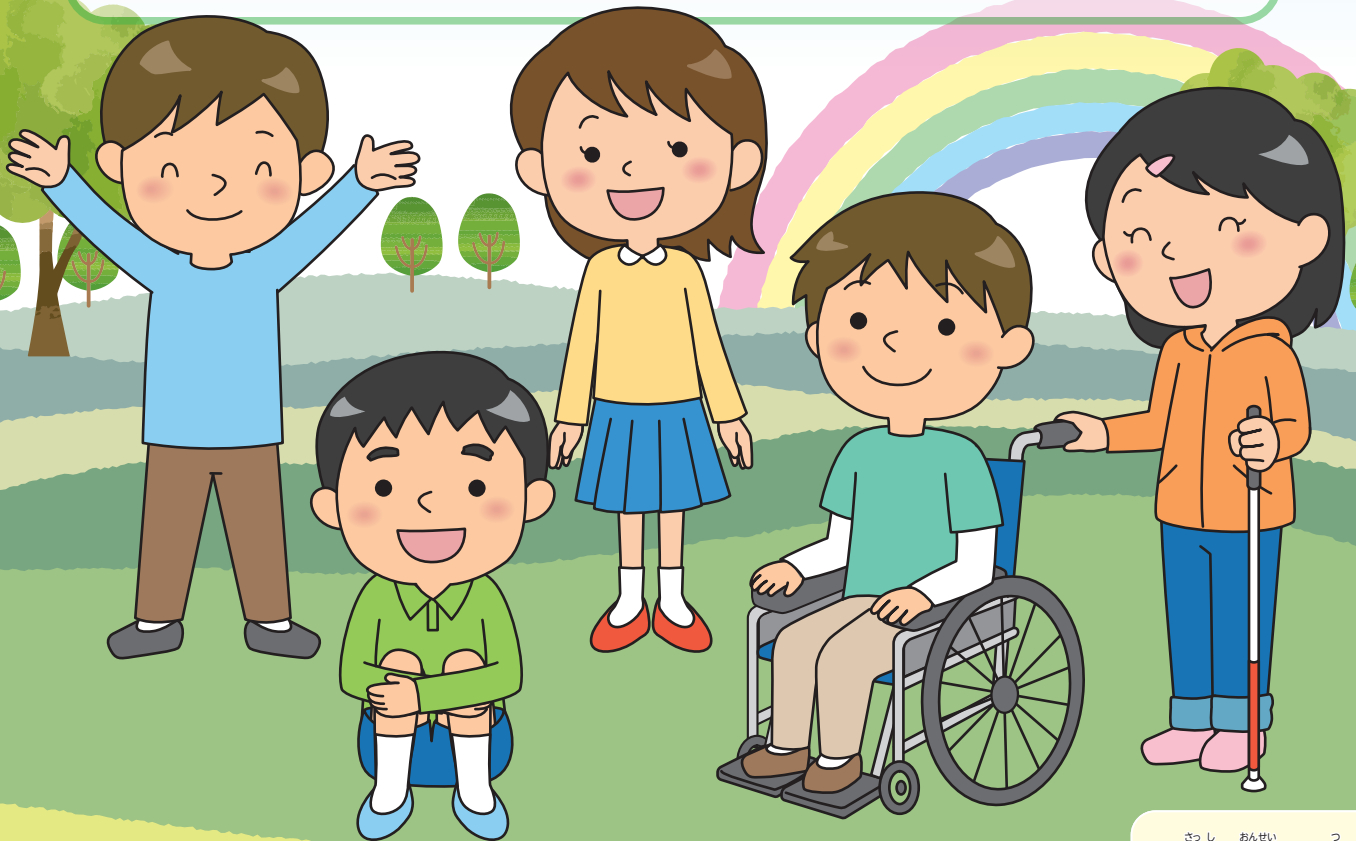


あなたに身近な
しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう
障害者差別解消法

しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう
障害者差別解消法ってなに？

しょう がい があってもなくても、おたが ひと あい ながら、あんしん く
障がいがあってもなくても、お互いを認め合い、支え合いながら、安心して暮らしたり、
べんきょう たら しゃがい ほうりつ せいしき なまえ しょうがい りゆう
勉強したり、働いたりできる社会をつくるための法律です。正式な名前は「障害を理由
とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。障がいのある人への差別をなくす
さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ しょう ひと さべつ
こと、だれもがわけへだてられず、ともに生きる社会をつくることをめざしています。



さし おんせい つ
この冊子は音声コード付きです。
い りょう しめ
コードの位置を示すために切り
こ
込みを入れています。
せんよう そうち りよう ないよう おん
専用の装置を利用して内容を音
せい き
声で聞くことができます。

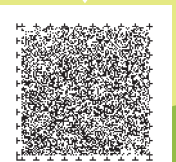


© 大田区

はねびよん



おお た く
大田区





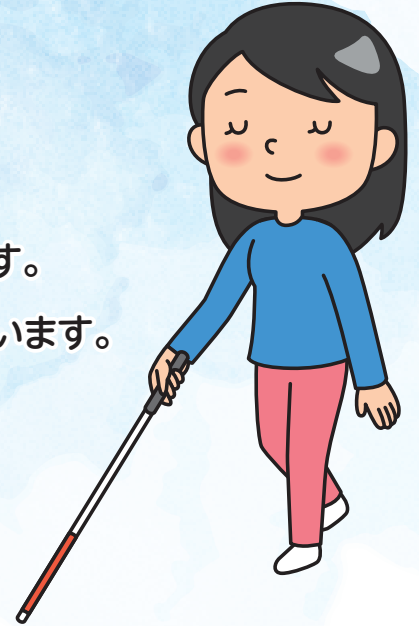
しょう 障がいのあ

しょう ひと こころ はたら しょう
障がいのある人とは、心やからだの働きの障がいや、
しゃがい にちじょう せいかつ おく むずか ひと
社会のバリアによって日常生活を送ることが難しいすべての人です。
むずか かん ひと
どんなことが難しいと感じる人がいるのか、
し
知らなかったことの にチェックをつけてみましょう。

み 見えにくさ

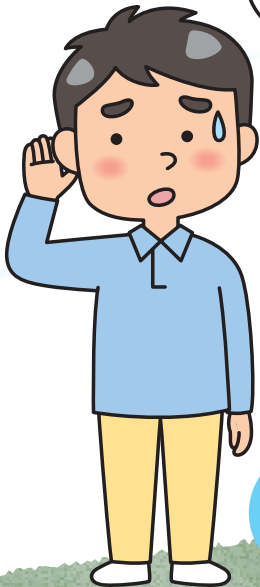
- まったく見えない人や、少しだけ見える人がいます。
- 見えていても、いろ あか み わ むずか ひと
色や明るさの見分けが難しい人がいます。
- しろ つえ も もうどうけん ひと
白い杖を持っていたり盲導犬*をつれていたりする人もいます。

*目の見えない人・見えにくい人が安全に歩くためのお手伝いをする犬です。



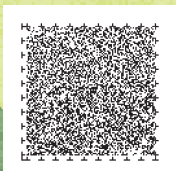
? き 聞こえにくさ

- ひと き かた
人によって聞こえ方はさまざまです。
- ぼしょ かいわ はやくち き と ひと
さわがしい場所での会話や早口は聞き取れない人がいます。
- こえ き
声をかけられても聞こえないため、
むし おも
無視したと思われることがあります。
- くるま じてんしゃ き ひと
車のクラクションや自転車のベルが聞こえないので危険です。



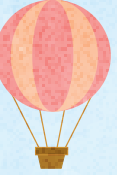
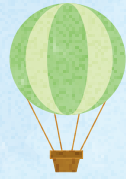
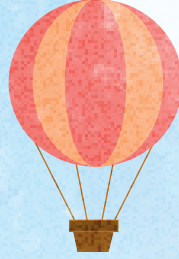
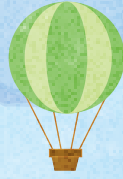
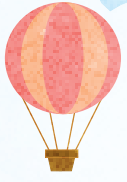
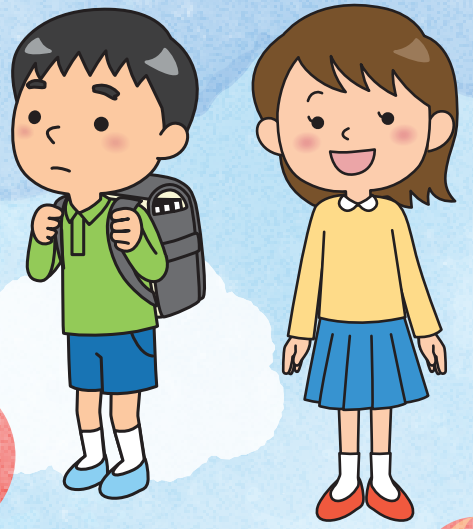
うご 動きにくさ

- て うで あし どうたい じゆう うご
手や腕、足や胴体を自由に動かすことが
むずか ひと しせい ある すわ
難しい人や、姿勢をたもつ、歩く、座るなどの
きほんてき どうさ むずか ひと
基本的な動作が難しい人がいます。
- いどう つえ くるま つか ひと
移動のために、杖や車いすなどを使う人がいます。
- ある おそ ひと
歩くスピードが遅い人、
なが きより いどう むずか ひと
長い距離を移動することが難しい人もいます。



ひと

る人って？



からだ なか 体の中

- しんぞう ちよう はい はたら よわ
心臓や腸、肺などの働きが弱く、
とくべつ ようぐ しょう ひと
特別な用具を使用している人がいます。
- うんどう せいげん
運動を制限されていたり、
つか ひと
疲れやすかったりする人がいます。

こころ なか 心の中や、わかりにくさ

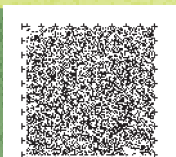
- おも つた ひと
思っていることをうまく伝えられない人がいます。
- ふくざつ りかい むずか ひと
複雑なことを理解するのが難しい人がいます。
- こま お
困ったことが起きても
じぶん たす もと にがて ひと
自分から助けを求めることが苦手な人がいます。
- きんちよう つか ひと
緊張したり、疲れやすかったりする人がいます。
- こたわりが づよ ぎゆう よていへんこう にがて ひと
こだわりが強く、急な予定変更が苦手な人がいます。



しょう しゅるい ていど
障がいの種類や程度はさまざまです。

おな ひと まわ じょうきよう
また、同じ人でも周りの状況や

とき たいちよう むずか か
その時の体調によって、難しいことが変わります。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう 「障害者差別解消法」で決ま

この法律では、役所や会社・お店などに対して、障がい者
「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を

ふとう さべつてき とりあつか 不当な差別的取扱いってなに？

しょうがいがあるから」という理由で、
しょうがいのない人と違う扱いをすることです。



もうどうけん ちやうどうけん
盲導犬や聴導犬※や
くるま しゃりゆう
車いすなどを理由に
にゅうてん さんか
入店（参加）を
ことわ
断られました。

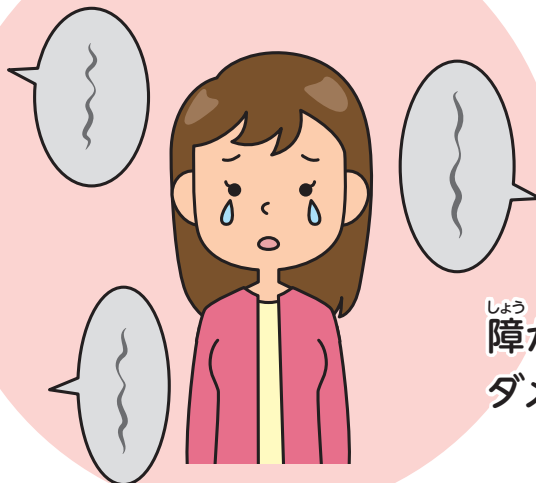
※みみ きこえないひと
きこえにくい人に
いろんなおと
知らせてくれる犬です。

このようなことで
こま 困っている人、

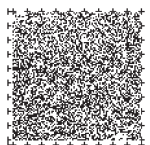
きず 傷ついている人がいます。



しょうがいがあるため、
じゆんばん あとまわ
順番を後回しに
されました。



しょうがいがあるというだけで
ダメと言われました。



か ら れ て い る こ と は ?

理由とする
を求めています。



合理的配慮ってなに?

社会のいろいろなバリア(使いにくい建物や制度など、障がいとなっているものやこと)をとりのぞくために、相手の希望に応じて、できる範囲で必要な工夫や対応をしていくことです。



Q1

お願いされた合理的配慮が
できない場合はどうすればいいの?

A1

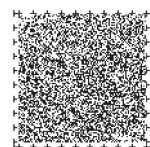
合理的配慮の方法は一つではありません。
そのときの状況によってできることとできないことがあります。
代替りとなる方法を見つけましょう。

Q2

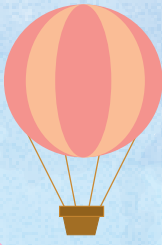
どうやって代替りとなる
方法を見つけるの?

A2

話をしながらお互いが歩み寄ることが大切です。



だれにでもできること いろいろあるよ!



がっこう 学校やまちなどのいろいろな**ばめん**で困っている人がいます。
みんなの**おも**いやりのある**こうどう**や**すこ**しの手助けが**ひつよう**が必要です。

て しょう
手に障がいがあるので
きゅうしょく
給食のおぼんを運べません。



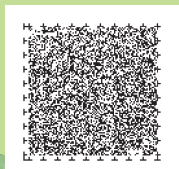
まわりのみんなが**きょうりよく**
おぼんを運んでいるよ。



あそ
みんなと遊びたいけれど、
うまく**い**えませんが。



いっしょ あそ
「一緒に遊ぼう」と声を
かけるようにしているよ。



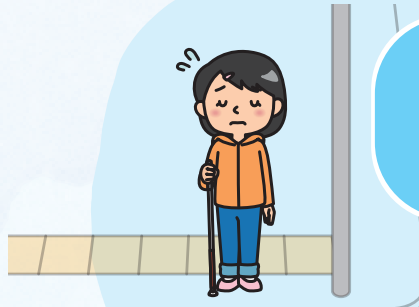
みせ　うえ
お店でたなの上のほうにある
しょうひん　て
商品に手がとどかなくて
こま
困っていました。



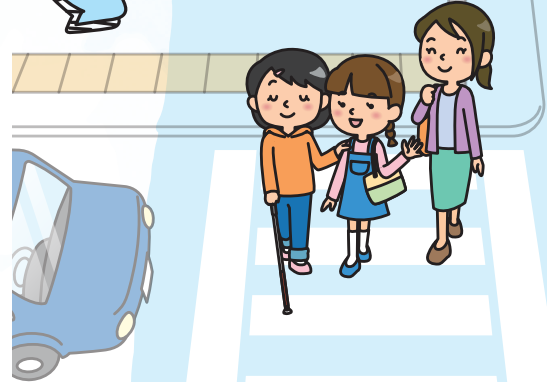
ちか
近くにいたので
しょうひん
商品をとってわたしたよ。



め　しょう
目に障がいがあるので、
こうさてん　わた
交差点を渡るのに
とまど
戸惑っていました。

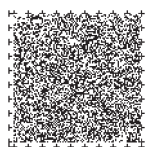
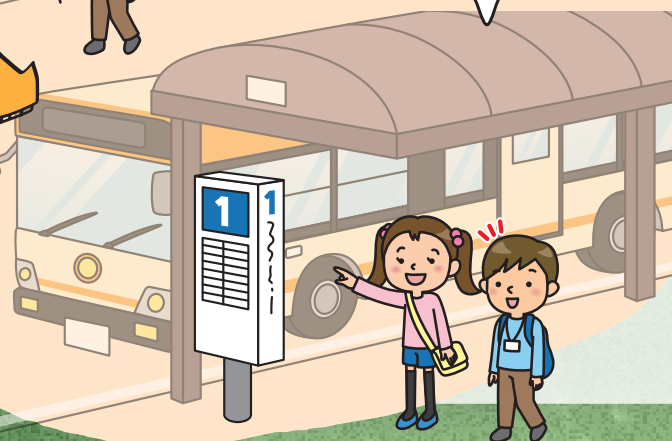


こえ　いっしょ
声をかけて一緒に
こうさてん
交差点をわたったよ。



の
どのバスに乗れば
おし
いいか教えてよ。

の
どのバスに乗ったらいいか
こま
わからず困っていました。



まちで困っている人を見かけたとき、
 「どうやって手伝えればいいんだろう？」
 「かえって迷惑になってしまったらどうしよう？」と
 迷ったことはありませんか？



そんなときは、次のことをやってみましょう。



よく聞いてみましょう

困っていることは、人によってちがいます。
 どんな手助けが必要か、本人に直接聞いてみましょう。
 ときには、周りの人の手助けなしで自分でやりたいとおもっている人もいます。
 断られることもあるかもしれませんが、皆さんのやさしい気持ちは伝わります。
 障がいのある人もない人も、うれしいときや困ったときの気持ちは同じです。

知ってみましょう

私たちの周りには、さまざまな障がい困っている人がいます。
 このパンフレットをきっかけとして、次のことを自分で調べてみましょう。

- どのような障がいの種類があるの？
- どのようなことを難しいと感じるの？
- まちや学校で自分にできることはある？



ぜひ、右の冊子も読んでみましょう。

「知ることはじまるユニバーサルデザインまちづくり
 心のバリアフリーハンドブック (大田区 福祉管理課 作成)」

ヘルプカード・ヘルプマークってなに？

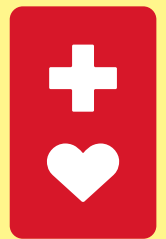
「ヘルプカード」は、障がいのある人が困った時に、手助けを求めるためのものです。
 緊急連絡先や手伝ってほしいことなどが書かれています。

「ヘルプマーク」は、外見ではわからなくても、
 手助けや配慮が必要なことをあらわしています。

ヘルプカードやヘルプマークを身に付けた人が
 困っているのを見かけたら思いやりのある対応をお願いします。



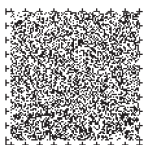
ヘルプカード



助け合いのしるし
ヘルプマーク

大田区福祉部障害福祉課

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
 電話 03-5744-1700 FAX 03-5744-1592



「障害」と「障がい」の表記について

法令等に基づくものは「障害」を使用し、
 それ以外は「障がい」と表記しています。